

茨保険第 470 号
令和 2 年 5 月 26 日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

茨木市長
福 岡 洋 一

要望に対する回答について

平素は本市の行政運営について、ご理解とご協力を賜りありがとうございます。

令和 2 年 4 月 20 日付で送付いただいた、「新型コロナウイルス感染症の影響で保険料及び一部負担金が払えなくなった場合に対する対応についての緊急要望書」について、下記のとおり回答いたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対する傷病手当金の支給について

新型コロナウイルス感染症に感染もしくは感染の疑いがあることにより、仕事を休んだ被用者に対する傷病手当金の支給につきましては、国の緊急対応策第 2 弾に基づき、国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の支給につきましては、令和 2 年 4 月 16 日付で専決により条例改正を行い同日付で施行、公布を行なっております。市民の皆様への周知につきましては、本市ホームページへの掲載を行なっており、併せて広報誌への掲載により周知を図る予定をしております。

後期高齢者医療制度被保険者に対する傷病手当金につきましては、令和 2 年 4 月 17 日付で大阪府後期高齢者医療広域連合において、傷病手当金の支給を行うための条例改正が行われたことに伴い、本市条例につきましても、5 月議会の議決を経て、条例改正を行っております。

なお、支給対象者及び支給手続きにつきましては、国の財政支援措置の対象要件に基づき対応してまいります。

2 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する保険料減免について

国民健康保険料の減免につきましては、国の基準を踏まえ、運営方法の詳細や周知方法等についての検討を進めております。

後期高齢者医療保険料の減免につきましても、大阪府後期高齢者医療広域連合において、対応の検討が行われているところでございます。

介護保険料の減免につきましては、国の財政支援措置の対象要件に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により、属する世帯の生計維持者の事業収入等が減少等した被保険者の皆様を対象として、減免を行う予定をしております。

3 新型コロナウイルス感染症の影響により保険料の納付が困難となった被保険者に対する納付の猶予、換価の猶予について

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料について、新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が困難になった被保険者に対する納付の猶予等の措置につきましては、市のホームページ等に掲載し周知を図るとともに、窓口等での納付相談において、それぞれの被保険者の皆様の状況の聞き取りを行い、状況に応じた対応を行なっております。

4 保険料滞納者に対する滞納処分の停止について

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の滞納者に対する、滞納処分について、新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の生活状況が著しく困窮することがないよう考慮しながら、柔軟な対応を行なっております。

5 保険料減免対象者が一部負担金の減免も同時に行えるようにするとともに、手続きを簡略化することについて

医療機関の窓口での一部負担金の減免について、国民健康保険につきましては、大阪府国民健康保険運営方針の基準に基づき運営を行なっているところであり、保険料減免とは対象者が異なることから、同時に適用することはできません。なお、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免の申請手

続きにつきましては、感染予防のため郵送による手続きも検討してまいりたいと考えております。

後期高齢者医療制度における一部負担金減免につきましては、大阪府後期高齢者医療広域連合において行なっており、国民健康保険と同様に対象者の要件が異なることから同時に適用することはできません。また、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免につきましては、申請方法等を含め広域連合にて検討が行われております。

介護保険利用者負担額の減免につきましては、居宅介護サービス費等の特例取扱要綱に基づき実施しており、保険料減免とは対象者が異なることから、同時に適用することはできません。なお、保険料の減免もしくは利用者負担額の減免の申請に来られた方には、要件を確認し、どちらの制度も案内しております。